

**令和４年度第２回  
大阪市地域包括支援センター運営協議会**

令和４年１０月３１日（月）

大阪市 福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課

○司会 開会の時間が参りましたので、ただいまから令和４年度 第２回大阪市地域包括支援センター運営協議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます、福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課長代理の小林でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

本日の運営協議会の開催におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を考慮し、ウェブと併用する形で開催させていただきます。

また、入り口での手指消毒のご協力ありがとうございます。机、椅子、マイク、筆記用具等は除菌シートで拭くなど、事務局としましても感染防止対策を徹底しております。また、お手元にも除菌シートを用意しておりますのでご使用ください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、事務局側もウェブ参加を基本とし、この会場への出席につきましては最小限の人数とさせていただいておりますので、ご了承いただきますようによりしくお願いいたします。

委員の皆様のご紹介でございますが、本年度２回目の開催ということであり、お手元の委員名簿、座席表により代えさせていただきます。なお、本日、岡田委員におかれましては、ご都合によりご欠席されております。

会議開催に当たりまして、本日ウェブでご参加されております委員の皆様におかれましては、マイク機能を必ずミュートにさせていただきますようお願いいたします。発言される際は、画面上の手のひらマークを押していただくか、画面に向かって挙手していただき、委員長からの指名がございますまではマイクの機能をミュートにさせていただきますようによりしくお願いいたします。発言される際は、マイクのミュートを解除していただき、発言をお願いいたします。

また、会場の皆様は、ご発言の際、ウェブ参加の方が聞き取りやすいよう、できるだけマイクを近づけてお話しいただきますようにご協力をお願いいたします。発言される際に、赤く発光するんですけれども、会場に聞こえにくい感がありますので、発言される際はマイクを近づけていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、事務局職員につきましても、時間の関係上、紹介を省略させていただきます。

それでは、会議の開会に当たりまして、認知症施策・地域包括ケア推進担当部長の河合よりご挨拶申し上げます。

○事務局 皆様、こんにちは。福祉局認知症施策・地域包括ケア推進担当部長の河合でございます。

令和４年度第２回地域包括支援センター運営協議会の開催に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、平素より本市の高齢者保健福祉施策の推進にご理解、ご協力を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。また、本日は大変ご多忙な中ご出席いただ

き、重ねてお礼申し上げます。

本日の運営協議会では、地域包括支援センター及び総合相談窓口（ブランチ）が昨年度に実施した事業に対する評価及び課題対応取組の内容についてご審議いただくとともに、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業についての昨年度の実施状況等についてもご報告申し上げます。

本日は、限られた時間で、またウェブ方式の併用でご不便をおかけするところもあるかと存じますが、地域包括支援センターの適切な運営、包括的支援の充実に向け、皆様の活発なご議論をお願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 それでは、ここで皆様のお手元に配付しております資料のご確認をお願いいたします。

初めに、本日の「会議次第」、「本協議会の設置要綱」、「委員名簿」、「座席表」でございます。

以降、右肩の資料番号をご確認ください。

まず、「議題１、資料①令和３年度実施事業 地域包括支援センター等の評価について」、「議題１、資料②令和３年度実施事業 地域支援センター等の評価について〔別紙１～４〕」、「議題１、資料③地域包括支援センター課題対応取組み報告について」、「議題１、資料④、総合相談窓口（ブランチ）課題対応取組み報告について」、「議題１、資料⑤評価結果総評及び評価結果の公表について（案）〔別紙１～３〕」、参考資料として、「参考資料①－１、地域包括支援センター評価結果・意見交換について、事業評価指標」となります。続きまして、「参考資料①－２、地域包括支援センター評価結果・意見交換について、応用評価指標」となっています。「参考資料②、認知症強化型地域包括支援センター評価結果・意見交換について」、「参考資料③、評価の手引き」、「参考資料④、個人情報の取扱いに関する取組みについて」、ここまでが議題に係る資料となります。

続きまして、「報告１、資料①大阪府主任介護支援専門員更新研修の受講支援について」、同じく「報告１、資料②介護支援専門員更新研修（法定外研修）について」、「報告２、資料①介護予防ケアマネジメント検討会議について」、「報告３、資料①生活援助サービス従事者研修について」、「報告４、資料①令和３年度在宅医療・介護連携推進事業の取組み状況について」、「報告５、資料①令和３年度生活支援体制整備事業の取組み状況について」、「報告６、資料①株式会社セブン-イレブン・ジャパンと「気にかける」地域づくりのための連携取組みについて」、以上でございますが、全てそろっておりますでしょうか。

ありがとうございます。

本日の運営協議会の開催につきましては、半数以上の委員のご出席をいただいておりますことから、有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、これより議事に移りますが、当運営協議会につきましては、審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、公開を原則としているところ、議事内容により会議を公開することで、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等においては、会議を公開しないことができるとされております。

ここで、本日の運営協議会の議題の取扱いについてお諮りさせていただきます。

議題１につきましては、地域包括支援センターの評価に関するものであり、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある報告１－①大阪府主任介護支援専門員更新研修の受講支援については、協議検討中のものであり、未成熟な情報を公開することにより、また、特定の情報が尚早な時期に公開されることで、誤解や臆測に基づき市民等の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、非公開とさせていただきたいと考えております。

ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○司会　ありがとうございます。

それでは、「議題１、令和３年度実施事業　地域包括支援センター等の評価について」、「報告１－①大阪府主任介護支援専門員更新研修の受講支援について」は非公開となりますことから、議事の内容及び資料の取扱いについてご留意くださいますようお願い申し上げます。

なお、公開となる部分につきましては、ご発言いただきました委員のお名前を含めまして、議事要旨と共に議事録を作成し、本市のホームページにおいて公開することとなりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、以降の会議の進行を白澤委員長にお願いしてまいりたいと存じます。白澤委員長、よろしくお願いいたします。

○白澤委員長　皆さん、こんにちは。

本日は第２回の運営協議会でございますが、評価部会の皆さん方に大変お世話になって、今日は全体会で評価についてご審議いただくということになります。どうぞよろしくお願いいたします。

では、座って説明させていただきたいと思いますが、まず、傍聴者がいないということでございますので、次第どおりに進めさせていただきたいというふうに思います。

それでは、「議題１、令和３年度実施事業であります地域包括支援センター等の評価について」、事務局から説明をお願いいたします。

《非公開》

○事務局　引き続き、私のほうから、報告１の２番目になります「介護支援専門員更新研修（法定外研修）について」ということで、報告１の資料の②をご覧いただきたいと思います。

７月にありました第１回目の運営協議会の中で、地域包括支援センターの運営状況を説明させていただいた際に、どのくらいの包括が法定外研修を実施しているかといったふうなお声をご質問としていただきました。その点につきましてのご報告とさせていただきます。

法定外研修は、先ほどの主任ケアマネの更新研修の受講要件に該当するものとなっております。都道府県ですとか、包括とか、ケアマネに係る職能団体などが研修機関として実施する専門職としてケアマネジメントに資する研修ということで規定されております。その令和３年度、この資料でいいますと、この２ページ目の下の辺り、※印で書かせていただいているのですが、令和３年度につきまして、本市地域包括支援センターが実施した介護支援専門員を対象とした研修ということでは、主催が２３２件、共催は９５件あったわけですが、法定外研修の登録が行われていた研修ということでは、９包括の１１回の開催にとどまっていたところでございます。

このたび、各包括へ令和３年度の法定外研修の実施状況を確認しましたら、その登録手続に関しての十分認識がなされていないということが分かりましたので、包括に対しまして、管理者会等を通じまして、研修内容の実態ですとか、法定外研修の登録に係る手続につきまして、あらかじめ説明と協力依頼を行わせていただきました。

以上でございます。

○白澤委員長　前回、ご質問いただいたことに関して、今までの検討会議の経過についてのご説明をしていただいているわけですが、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○雨師委員　すみません、前回質問させていただいて、当協会がこの法定外研修のほうの画面を持っておりますので、大阪府から委託されて、この法定外研修というのは、各市町村、地域包括支援センターですね、それとケアマネ協会、そしてケアマネ協会のチームのほうでＩＤを発行するという文書になっております。ここに書かれております３１のカテゴリーで昨年度のほうで調べてみますと、２０４の研修が行われております。この中で、包括のほうでは、大阪市のほうに対しては９包括で１１回というようなことで、前回のときに、包括がこれぐらい研修をしているよということだったので、どうなのかなということでご質問させていただいた次第です。

しかしながら、多いかどうかというのは分かりませんが、１１回ということになっておりまして、皆さんが下のほうに書かれておりますように、十分この手続等が認識されていないということで、資質向上に関するこの法定外研修の登録基準というのがありますので、またそういうところで、時間にしても最低１時間以上はするとか、対象者ということでケアマネであることとか、研修内容とか、終了確認とかいろんな縛りがあります。なので、そういうところをもう少し地域包括のほうにもう一度確認させていただいて、何回でもで

きるよということで幅を広げていただければいいかなと思っております。

以上、意見でした。

○白澤委員長 どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

これはもう差があって、一定の要件を決めているんですが、全国的には非常に幅広く柔軟にやっている都道府県って結構多いんですね。きちっとした登録をして、質の高いものを入れていこうという、そういうことも絶対今後考えていかなきゃならない課題としてはあるというふうに思っておりますが、いずれにしても、包括でこういう形で進めていくというのは、一定の要件の中で、今、兩師委員のおっしゃっていただいたように書いておりますので、積極的に進めていくことで更新要件をきちっと確保していくというようにしていただければありがたいかなというふうに思います。

ほかにございませんでしょうか。なければ、2番、報告、法定外研修についてお認めをさせていただきたいと思います。

では、続きまして、「報告事項2、介護予防ケアマネジメント検討会議について」、事務局からお願いします。

○事務局 引き続き近藤より説明させていただきます。

「報告の2の資料の①、介護予防ケアマネジメント検討会議について」という資料をご覧くださいと思います。

こちらにつきましても、第1回目の運営協議会の際に、この検討会議の構成メンバーについて、もうちょっと分かるように何か記載できないかといったふうなご質問がございましたので、改めてその検討会議の実施体制につきまして、図と資料の形にさせていただいてご説明させていただくものでございます。

この介護予防ケアマネジメント検討会議自体のご説明につきましては、第1回目のときにも、詳細を、ご説明自体はさせていただきましたので、この資料の3ページのほうをご覧くださいと思います。

平成29年度から実施しておりますこの会議でございますけれども、この29年度の際には、この図の実施体制のところをご覧くださいましてもお分りのとおり、検討会議のメンバーとしましては、医師、それと主任ケアマネ、リハビリテーション専門職のこのメンバーで、外部の委員の皆様にご意見を頂戴して開催しておったところでございますが、会議で検討された件数の中、月1回開催する中で、ほとんどが「サービス利用が妥当」と判断されていたという結果もあって、その会議の内容に疑義があったりとか、外部有識者による検討案とか、意見を求める必要が生じる場合のみやっていこうということで、この図の右のところの四角囲いのところです。平成30年度からは、そういった形で今後は進めていこうというふうなことでしていく内容になっています。ですので、平成30年度からは、月1回程度の開催ですが、振り返り会議という形で、この真ん中辺りに実施体制というのが書かれておりますが、検討会議メンバーとしましては、福祉局の職員ですとか、包括の職員、社協の連絡調整事業担当といったメンバーがおられる中で、その中身について振り

振り返り会議を開催するというふうな仕組みに変更させていただいたところです。

その中で、検討ケース数としては、平成30年度は27件ありましたというところですが、それもやはりうち24件が妥当というふうな意見があったというところでして、次に、令和元年度も同様に振り返り会議をやっていくような仕組みの中で、検討ケース数としては15件のところが、うち14件が妥当というふうな意見があったというところです。

この令和元年度の終わりに、右側のR2.2.13の振り返り会議においてというところに書いてございますが、大半はこういう妥当だというふうなことがある中で、両者の意見が一致せず、包括が妥当と判断に苦慮する場合にのみ検討会議の対象にしていこうというふうな取扱いにしまして、振り返り会議を開催しないこととしたことにより、介護予防型訪問サービスが必要とした全てのケース、これは検討会議の対象、対象外両方ですが、市運営協議会へ報告していくというふうな仕組みに令和2年度からしていこうというふうにいたしまして、その下の令和2年度のところの実施体制としましては、介護予防ケアマネジメント検討会議での議論したものについての報告を市運営協議会でしようというふうな仕組みになってきたものでございます。

該当件数がある場合にやっていくというふうなことではございますので、この検討ケース数のところにつきましては、令和2年度50件、令和3年度38件の中で、開催実績はなかったというふうには、実績として前回もちょっとご説明させていただいたところでございます。

以上、実施体制のところを中心に、前回、ご質問いただいたところをまとめさせていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

○白澤委員長 どうもありがとうございました。

これも前回の質問ですが、何かございませんか。はい、どうぞ。

○雨師委員 ありがとうございます。これ、介護支援専門員が介護予防ケアマネジメント検討会議が実施されているというのが周知されているかどうかというところをお聞きしたいんですが、なかなかこういうのがあるよというのをケアマネジャーの口から聞いたことがあまりないので、もしあれでしたら、こういうのもありますよということも周知する必要があるのかなということなんですが、いかがでしょうか。

○事務局 周知ということで申しますと、本市のホームページにおきましても全体の周知ということでさせていただいているところでございます。

○白澤委員長 はい、どうぞ、事務局。

○事務局 すみません、補足ですが、今ホームページと言いましたけれども、介護予防ケアマネジメントの事業実施マニュアル、細かいマニュアルで大変見えにくいところがあるんですけども、こちらのほうで検討会議の開催に係る分と内容等について、一応周知はさせていただいております、ケアマネジャーさん各々、個別というところではなくて、このホームページで今のところはさせていただいています。

○雨師委員 これに関しましては、当協会が要望書の中でお願いした中で、副市長さんが

早々に、ホームページにいろいろケアマネジャーからの相談があったときや質問があったとき、載せていただいて、私も見ました。ありがとうございます。そこにも周知されているということでよろしいですかね。はい、ありがとうございます。

○白澤委員長 よろしいでしょうか。

ちょっとお聞きしたいので、介護予防ケアマネジメントの事例提供って、包括が事例を出すというのが恒例になっているんですが、委託している、要支援だったと思いますが、委託をしている場合もありますよね。そういう事例もやっぱり出てくるという考えでいいんですか。

○事務局 私のほうから、この介護予防ケアマネジメント検討会議といいますのは、平成26年の法改正のときに、要支援の法定給付であった介護予防訪問介護と介護予防通所介護を地域の実情に合わせたサービスにということで、市町村が実施する地域支援事業に移した。いわゆる総合事業という枠組みなんですけれども、総合事業に移したときに、国は多様なサービスの充実を図るということで、いろんな人材の参入を、底辺を広げるという意味でいろんなサービスをつくっていこうという形になったんです。そのときに、大阪市で基準緩和をしたサービスをつくるということで、訪問についても、現行のヘルパーがやるサービスと、後ほど説明しますけれども、生活援助従事者の養成研修を受けられた方々が行っていただく生活援助のサービスという複数のサービスをつくってまいりました。

そのときに、その振り分けといいますか、どちらのサービスを利用するのかというところをケアマネジャーが判断するというふうな仕組みになっているんですけれども、これをつくったときに、地域包括支援センターのほうから、その一部委託を8割以上出している中で、そこの判断を地域包括支援センターの責任に委ねられるのはちょっとしんどいなというご意見がありまして、大阪市のほうで一定の判断の基準をつくったんです。その基準に合致せずに、やっぱりその基準側では生活援助のサービスでいいんじゃないかとなっても、その状態というのは変わりますので、そのときに、一人一人の状態をケアマネジャーが見たときに、この人は現行相当のサービスが必要ではないかというふうになったときに、両者の意見が食い違ったときに、大阪市のほうで一定引き上げて、その内容を精査させていただいて、意見を付してお返しして、最終的にはケアマネジャーさんのほうで、こういったサービスが本当に必要なのかというのを選んでいただくというのがこのケアマネジメント検討会議の趣旨でございます。

ですから、白澤委員長が今おっしゃっておられるように、地域包括が案件化するとかそういうわけではなくて、実際にケアマネジャーがマネジメントする中で、疑義が生じたときに上がってくるものですので、ほとんどが一部委託先のところから上がってくるようなケースになります。

以上でございます。

○白澤委員長 ほかにいかがですか。

それでは、これは生活支援サービスとして、要するに家事だけのヘルパーをつくったん



だけれども、それを活用するのか、通常のヘルパーを使うのかを迷ったときにどうするのかという会議だということでございますから、これはまた別個の会議で、それは大体妥当なやり方をしているというのが今の状況だと、こういうご報告でございます。よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

じゃ、引き続きまして、生活援助サービス従事者研修についてご説明お願いいたします。  
○事務局 事業者指導担当課長の山口です。着座にてご説明させていただきます。

これも前回の運営協議会のほうでご質問いただいた内容なんですけれども、生活援助サービスの従事者研修についてご説明させていただきます。

報告3の資料1をご覧ください。

まず、目的ですが、先ほどもありましたけれども、平成29年度から実施しています総合事業の訪問型サービスにおいては、訪問介護員による従前からのサービス以外に、生活援助型訪問サービスが創設されまして、無資格であっても、研修受講によりサービス提供の担い手となることができるようになりました。

本市では、この担い手となることを希望する者に対しまして、利用者の意思及び人格を尊重し、適切なサービス提供に必要な知識、技術を身につけることができるよう研修事業を行っています。

次に研修の概要ですが、受講資格は、市内在住または市外在住で本市の指定を受けた生活援助型訪問サービス事業所で雇用中または雇用予定の方となります。受講費用については無料で、開催回数につきましては、本年度は24回を予定しており、市内各所で開催しております。修了者につきましては、第8期介護保険計画期間の目標修了者数は1,850人としており、これまでに修了された方は令和3年度末で1,397人となっております。

次に、目標達成のための取組ですが、まず、介護分野に興味を持たれている方に情報が行き届くよう、本市ホームページや各区の広報紙への開催広告の掲載に加えまして、今年度は、ポスター等広報物を作成するなど、あらゆる場面を捉まえて広報に努めてまいっておるところでございます。

また、生活保護受給者などの生活困窮者の就労支援を実施しています総合就職サポート事業とも連携しまして、受講者の増を図っているところでございます。

説明は以上です。

○白澤委員長 どうもありがとうございました。何かご質問ございますでしょうか。はい、どうぞ。

○上田委員 前回、私のほうが質問した内容で、ありがとうございます。本当にこの生活援助型訪問サービスの制度は、2日間の講習を受けて、その後、やっぱり興味を持っていたいて、従事者研修のほうを調べて、ヘルパーのほうを取ってくださるという方も結構いらっちゃって、すごく明瞭でいいなと思っております。もっともっと人が増えて、興味を持っていだけたら、介護の分野へと思います。ありがとうございました。

○白澤委員長 どうもありがとうございます。はい、どうぞ。

○弘川委員 すみません、ちょっと質問ですけれども、この生活援助サービス従事者研修という名前なんですけれども、これは、ホームページ等でサービスを広げていくときにも、報道する名前としては、この生活援助サービス従事者という名前で募集をかけるという感じですか。

○事務局 そうですね、はい。

○弘川委員 というのが、今いろいろな介護士の、介護助手とか、それからアソシエイトナースとか、何かいろんなネーミングがありまして、受ける側がどういうところでどういうことをするのかというのが非常に分かりにくいという意見をちょっと聞いておりましたので、ちょっとこれがまたどういうイメージで伝わるのかなというところがちょっと分からなかったので質問させていただきました。ちょっと分かるようにしていただけるといいのかなというふうに思いました。

以上です。

○白澤委員長 はい、どうぞ、何かあるか。

○事務局 貴重なご意見ありがとうございます。我々も、最初の頃は結構受講者がいたんですけれども、最近ちょっとずつ減ってきているので、何か考えないいけないと思っておるんですけれども、その辺、貴重なご意見いただきましたので、名称も含めて分かりやすい、受講しやすい、中身が分かりやすいような内容にできるように検討してまいりたいと思います。

○新田委員 厚労省が何か今、大阪市がアシスタントワーカーという名称を使ったりもしているけれども、何か分科会か何かで名称検討をそろそろ厚労省がやるみたいです。いろんな名前が使われているからということ。

○事務局 ちょっといいですか。国のほうでは生活援助サービス研修だったと思うんですけれども、私どもこれ、総合事業を始めたのは平成29年でございまして、28年の12月にこの研修を開催したんですけれども、このときは確かに私どものほう、サービス名称である生活援助型訪問サービスというところをもじって生活援助サービス従事者研修という名称をつくったんです。ただ、その後に、厚労省のほうで介護支援初任者研修修了者の簡易版の五十何時間か60時間ぐらいの生活援助従事者研修でしたかね、だから、それをつくってしまったがために混同するような、弘川先生おっしゃっていただいたような名称が混同するような状況になっているところもございますので、今、山口が言いましたとおり、今後そういう名称の検討も必要かなと思います。

○白澤委員長 よろしいでしょうか。今の生活援助というのは、介護と分けて、家事的なことや生活援助的なと決めたので、多分生活援助サービスの従事者と、要するに家事をメインにしたヘルパーさん、こういうような形のものをつくったんですが、確かに生活援助って何かといったら、なかなかその家事的なイメージって分かりづらいですから、今、新田委員がおっしゃっているように介護助手の議論もあって、介護助手は今から人員の要件

に含めるみたいな議論まで出てきている状況ですから、少し整理をしてやっていただければありがたいんですが、ちょっと恐らくデータはないのか分からないんですが、介護報酬を見れば分かるのか分からないんですが、この生活援助サービス従事者利用者数というのが、要支援の中でどれぐらいのこれ活用している、値段は安いんだと思うんですが、恐らく安く利用できる、財源も安くなるという、そういう両方のメリットがあるわけですが、それはぜひ一度調べていただいて、この千何人のうち、どれぐらいの活用、実際に仕事についていただいているのかなというのは非常に大事な数字かと思うんですけども、また今後ご検討いただければいいなというふうに思いますので、よろしいでしょうか。

それでは、これについてもお認めをさせていただきまして、続きまして4番、令和3年度在宅医療・介護連携推進事業の取組み状況についてをご説明お願いいたします。

○事務局 健康局保健医療計画担当課長の勝矢でございます。

「令和3年度在宅医療・介護連携推進事業の取組状況」につきまして、私のほうからご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

報告4、資料①をご覧くださいませでしょうか。

1ページめくっていただきまして、初めにスライド1をご覧ください。

在宅医療・介護連携推進事業、大阪市の取組体制についてです。本事業につきましては、ア、地域の医療・介護資源の把握、イ、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、カ、医療・介護関係者の研修、キ、地域住民への普及啓発の内容につきましては、区役所を中心に事業を実施し、ウ、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進、エ、医療・介護関係者の情報共有の支援、オ、在宅医療・介護連携に関する相談支援の専門性の高い取組内容につきましては、地区医師会等に設置いただいております相談支援室にて実施していただいております。また、広域連携や総合事業など、他の地域支援事業との連携につきましては、健康局を中心に検討させていただいており、区役所、相談支援室、健康局の3者が連携しながら事業を進めております。

初めに、区役所の取組状況についてご説明をさせていただきます。

スライド3をご覧くださいませでしょうか。ア、地域の医療・介護の資源の把握についてです。1の地域での把握可能な既存情報の整理、4の地域の医療・介護関係者や住民への医療・介護資源の情報共有につきましては、多くの区で実施をいただいております。

スライド4をご覧ください。

イの項目になります在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策についてです。各区で開催いたしております推進会議の医療・介護関係者の参加状況になりますが、医療側といたしましては、医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ステーションが、また、介護側といたしましては、地域包括支援センター、介護支援専門員協会がほぼ全ての区で参画いただいているなど、医療側、介護側から様々な機関にご参画をいただいております。

スライド5は、会議の開催状況となりますが、事業の進捗や課題につきましては、17区で各区の推進会議で協議をいただいております、9区でオンラインを活用した会議を開催い

ただいております。

また、スライド6になりますが、推進会議で検討いただいております内容についてでございますが、7、地域住民の普及啓発が18区と最も多く、次いで2つ目になります在宅医療・介護連携の取組の状況、5番目に当たります医療・介護のネットワークづくり、6番目に当たります医療・介護の関係者やその連携担当者の顔の見える関係づくりが次いで協議いただいている内容となります。なお、8、地域における在宅医療・介護連携に関する目標の設定、9、地域における在宅医療・介護連携の取組の評価、10に当たります在宅医療・介護連携推進事業の進捗管理につきましては、PDCAサイクルに関する項目となっております。

続きまして、スライド7をご覧くださいませうか。

カ、医療・介護関係者の研修についてです。13区におきまして研修会を開催いただいております、うち10区でオンラインを活用した研修会を開催しております。

主な研修テーマといたしましては、スライド8に記載をさせていただいておりますが、ACPに関する研修が9区、認知症に関する研修が3区、新型コロナウイルス感染症関連が8区で研修のテーマとして挙げておられます。

続きまして、スライド9をご覧ください。

キ、地域住民への普及啓発についてです。ポスター、リーフレットを活用された区が13区、広報紙やホームページを活用したのが14区、また、講演会等を利用して地域住民への普及啓発を実施いただいております。具体例につきましては、スライドに示しておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、相談支援室の取組状況についてです。

スライド11をご覧くださいませうか。

ウ、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進についてです。

1つ目に当たります区民が必要とする切れ目のない在宅医療・介護のサービス提供体制のニーズ、あり方の検討、また、4つ目に当たります訪問診療・往診を提供する医療機関と訪問看護ステーションとの連携体制の構築に向けた取組につきまして、ほぼ全ての区で実施をいたしております。

続きまして、スライド12をご覧ください。

医療・介護関係者の情報共有の支援についてです。1つ目に当たります医療・介護関係者で共有すべき情報や情報共有のニーズ、共有方法についての検討を22区と多くの区で実施をしております。

スライド13をご覧ください。

オの項目に当たります在宅医療・介護連携に関する相談支援についてです。個別ケースの相談は、令和3年度、2,028件となっております。また、相談者の内訳としましては、病院の地域連携相談室、介護支援専門員、地域包括支援センターからの順となっております。

相談内容の内訳につきましては、スライド14にお示しをさせていただいております。医療に関することが最も多く、次いで介護に関することが多くなっております。

最後のスライドとなりますスライド15には、会議・研修会への参加状況を示させていただいております。またご参照いただければと思います。

報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○白澤委員長 どうもありがとうございました。令和3年度の在宅医療・介護連携推進事業の取組状況ですね、経過についてご説明いただきましたが、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。いかがでしょう。オンラインの皆さん方、よろしいですか。

それでは、これで在宅医療・介護連携推進事業の取組状況について終わらせていただきたいと思います。

じゃ、引き続きまして、令和3年度生活支援体制整備事業の取組み状況について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、私、近藤のほうから、報告の5番目のほうになります「令和3年度生活支援体制整備事業の取組状況について」というところをご報告申し上げます。

資料は、報告5の資料①をご覧くださいと思います。この第2回のこの包括運営協議会のほうで生活支援体制整備事業の状況をお伝えさせていただいております。今回、この令和3年度の取組ということでは、この生活支援コーディネーターの配置という真ん中辺りをご覧くださいと思います。

平成29年度から、24区全てに第1層のコーディネーターを配置したところでございますが、この令和3年4月からは、日常生活圏域、66の包括圏域に第2層の生活支援コーディネーターを配置して取組を進めておるところでございます。役割としましては、下に書いております地域資源の把握と地域課題を分析した後に、またサービス充実に向けた支援をしていくという中で、協議体等を通じてネットワークづくりもしていく中で取組を進めていっておるところでございます。

その次のページにいきまして、2ページ目の第1層、第2層のコーディネーターの役割分担というところがございます。これは、2層コーディネーター、1層コーディネーターそれぞれ見ていきますと、左のところに図の形にしておりますように役割がございます。1層コーディネーターとしては、その第2層コーディネーターの支援とともに、広域での実施の効果的なものについてのいろんなニーズに対する対応を行っているということ、そして、2層のコーディネーターとしては、担当する圏域の中での地域資源ですとかニーズの把握、関係者のネットワーク化や地域資源の開発等を行っているというところになっております。

その実績というところになりますのが、3ページで数字をお示ししております。地域資源の創出というところで、この特に新規・拡充の欄と、あと継続支援というところが、この令和3年度からこの第2層コーディネーターを配置したことによって進めていっておるところでございます。それを合わせた数字としまして、それぞれここに記載しておるとお

りでございます、コロナ禍等、いろいろ活動に制限がある面もあったところもございますが、一定程度伸びておる状況でございます、例えば生活支援につきましても順調に取組が進んでおるかと思えます。

具体的な各区での活動状況というところが、次の4ページから示させていただいております。各区ごと細かく主な内容を記載しておりますので、それぞれはまた見ていただければと思うんですが、主なところではやはり、例えば買物困難者の移動販売みたいな、そういった地域の声とか要請に応じたような助け合い活動がやはり増えてきているという状況があります。後ほど申し上げますが、男性が気兼ねなく参加できるような場の開拓ですとか、多世代交流といったところでの視点の取組も増えてきておるというような状況でございます。

この各区别的活動状況が4ページから10ページまで続いてございまして、その次の11ページからは、その生活支援体制整備事業の活動をしていく上の課題と、そして、地域包括支援センター、区役所との連携といったことで整備させていただいております。

課題としましては、やはり令和3年度末までの課題のところの11ページに記載しておりますが、令和3年度の全区で第2層の協議体もしくはワーキングが開催されておりますけれども、引き続き、第2層を含めた協議体の活動を活性化して地域資源の充実に努めていくというふうな部分が今後も課題だということかと思えます。その上で、地域包括との連携ということで、協議体ですとか、地域ケア会議等を通じまして、地域包括支援センターの把握するような地域課題等を共有されることで、また新たなニーズや地域資源の把握のほうも仕上がっていかうかと思えますので、しっかり連携を取る必要があるというふうな視点で書かせていただいております。

その次の区役所との連携でございます。ページでいいますと12ページですが、こちらでも区役所との関わりということで、事業方針の共有とか、協議体とか地域ケア会議などの連携といったところを書かせていただいているところでして、あと、サービス情報等の周知に向けた協力なり、そのあたりを連携していくというふうなところを進めていくような状況でございます。

地域包括や区役所と連携を進めていくという中で、今現在、取り組まれておる情報がいろんな場へ発信されておるというような状況がございます。それを13ページ以降で参考に挙げさせていただいております。

13ページは、鶴見区のシニアボランティアのアグリでの活動が、今度の最新の令和4年度版の高齢社会白書で取り上げられたところを紹介させていただいております。

次、14ページは港区で、先ほど申し上げましたが、男性の方が活躍するといえますか、港区の港晴で行われている「こうせい親子（おやじ）食堂」といった取組が、厚労省の事業であります「地域アセット活用ガイドブック」というのが作成された、その中で掲載されておるということでございます。

そして、16ページになります。こちらは、生野区のほうの異地域で、我々本市の住民

の助け合いによる生活支援活動事業を活用して移動支援の取組をされておる、その取組が厚労省のほうで動画紹介されたものでございます。

17ページを見てみますと、こちらは、中央区の生活支援コーディネーターの取組が近畿厚生局のユーチューブの公式チャンネルのほうで取り上げられたということでございます。

最後、18ページですが、こちらは9月の頭に東京でございましたさわやか福祉財団が主催の「いきがい・助け合いサミットin東京」で、鶴見区と平野区、それぞれこういった取組をされているというようなポスターとして展示されたところでして、行政としてどう後方支援していくかといったテーマなんかで、私のほうもパネリストとして登壇させていただいたという状況でございます。

資料のご説明は以上になります。

○白澤委員長 どうもありがとうございました。

生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターの活動について、令和3年度の状況を説明いただいたんですが、何かございませんでしょうか。

これは社協にいた、吉村委員、何かありませんか。

○吉村委員 昨年度、第2層の圏域における、まだ協議体をつくっていくというのが最優先で地盤固めをしましたので、本年度から第2層の件で様々な活動を、今思っているのは、各圏域でやっぱり取り組まんとあかん課題がそれぞれ違うと思うんですね。このやる経過については、いろんな活動が可能というようなことになっているんですけども、各生活圏域の実態、特性に応じた、一番その地域の方々の声も聞きながら、いい取組に結びつくように、これから社協としては市とも連携して取組を進めていけたらと思っておるところです。

以上です。

○白澤委員長 どうもありがとうございます。大変重要なことだと思うんですよ。地域の課題でやるということを、包括は包括で地域課題を探しているわけですよね。区役所は区役所でやっている。そういうようなものをどう一体的なものにして、その地域課題にみんなで行き組んでいくのかと、そうすると、最後に書いてあるような区役所とか包括との連携の仕組みというのを確立していくという、そういうことができれば、みんながなるほどという地域課題にみんなで行き組んでいけるということで、今、2層ができてくるという中で、もう一度やっぱり仕組みづくりも含めてご検討いただければというふうに思います。どうもありがとうございます。

ということで、この生活支援体制整備事業についての報告はこれで終わりにさせていただきたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、最後になりますが、株式会社セブン-イレブン・ジャパンと「気にかける」地域づくりのための連携取組について、ご説明お願いいたします。

○事務局 引き続き私のほうから、報告6ということで、「株式会社セブン-イレブン・

ジャパンと「気にかける」地域づくりのための連携取組みについて」という、報告6の資料①をご覧くださいと思います。

我々大阪市のほうでは、大阪市の地域福祉基本計画の中での、このタイトルにも書いてございます、「気にかける」地域づくりというところを基本目標の一つとして掲げておるところでございます。その取組の一環としまして、地域の中で気にかけていただきやすいというところで、皆さんの特に身近な存在としてよく足を運ぶであろうコンビニエンスストアと連携しつつ、何か気にかけていただくような取組を大阪市としてもできないかというふうな発想からさせていただいたところでございます。

開けていただいて、資料1ページになりますが、コンビニで働くスタッフの皆様をお願いということで、高齢の方であったり、子供であったりというところがまず例示されておりますけれども、特に来られる方が、ぱっとスタッフの方がご覧になって、何かおかしいなというふうな部分に気づかれたりとかということがあったときに、こちらへ知らせていただきたい、連絡いただきたいというふうな部分、そのつなぎの部分の一助になるかというところで、例えば、高齢の方でしたら、その真ん中辺りになります最寄りの地域包括支援センターはここですというふうな部分をこのチラシの中で、それぞれケースごとに記載させていただいたものを、コンビニでスタッフの方の目に留まるところにご掲示いただいているというような状況でございます。

こちら、開けていただいて3ページのところになりますが、これが報道発表した資料のこの写しになってございます。7月20日に事務局のほうから報道発表をさせていただきまして、今ご協力いただいているセブン-イレブン、全店舗ではないんですが、ご協力いただいております店舗の中でもう貼っていただいております。スタッフの皆様のロッカーですとか、そういったところに貼っていただいて、何か気づきにつながればということで取組を進めております。

これを、地域包括支援センターを連絡先ということで示しておりますので、この5月の管理者会におきましても情報提供を一旦させていただきまして、地域包括にまた何か連絡が来たら対応をよろしく願いしますというふうなことをお願いしたところでございますので、ご報告させていただきます。

以上でございます。

○白澤委員長 どうもありがとうございます。何かご質問ございますか。はい、どうぞ。

○雨師委員 すみません、今、すごくいい取組でいいかなと思うんですが、これ、全店ではないということで、大体このお取組をされているのは何軒ぐらい、どのくらいの店舗数なんですか、お教えいただけたらと思います。

○事務局 ウェブで会議に参加している地域福祉課長、伊藤課長、分かりますか。

○事務局 聞こえますでしょうか。地域福祉課長の伊藤です。

すみません、セブン-イレブンの……（音声不良）……ちょっと公表していないところでして、一応すみません、全店舗には送らせていただいているということになっておりま



す。すみません、恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

○雨師委員 分かったら教えてください。

○白澤委員長 よろしいですか。公表していないということらしいですね。

○事務局 そうですね。セブン-イレブンさんのご意向で、店舗数、どこの店舗で取組を  
していただいているかというのは、ちょっと非公表と言われているので、ご理解いただ  
けたらと思います。

○白澤委員長 よろしいですか。ほか、何かご質問ございませんか。

何か、コンビニだけでなく、もっといろんな活用がということで今はあると思いま  
すから、何かそういうインフォーマルなところと連携しながら、発見機能、こういうよう  
なことをやっていただくと、今は地域共生社会の中でなかなか相談につながらない環境を  
きちっとつなげていくという、そういうことは多分大事だと思いますので、もう少しよく  
いろんなことを考えて、さらに前進になるのかなというふうに思います。

ということで、このご報告についてもこれで終わりにさせていただきたいと思います。  
どうもありがとうございました。

それでは、事務局のほうに返させていただきます。どうもありがとうございました。

○司会 白澤委員長、ありがとうございました。委員の皆様方におかれましても、長時間  
にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、令和4年度第2回地域包括支援センター運営協議会を終  
了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。